

# 中部森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を下記のとおり締結するに当たり、森林法第10条の16第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定の案を縦覧に供する。

なお、本協定の案に対し、本協定に利害関係を有する者で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、中部森林管理局長に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成27年8月11日

中部森林管理局長

- 協定の名称 木島平村往郷地域公益的機能維持増進協定
- 協定区域 長野県下高井郡木島平村大字往郷8040-イ-4及び8040-イ-7番地  
長野県下高井郡木島平村大字往郷 往郷山国有林149ろ林小班
- 協定の有効期間 自 平成27年9月16日  
至 平成32年3月31日
- 森林施業の種類 間伐及び森林作業道開設
- 縦覧場所 中部森林管理局  
北信森林管理署
- 縦覧期間 自 平成27年8月11日（火）  
至 平成27年8月25日（火）

## 7 意見書の提出について

当該協定の案に対する意見は、森林法第10条の16第2項に規定する本協定と利害関係にある者で民法上の利害を有する者、協定の内容に利害関係を有する国の行政機関の長、長野県知事、木島平村長のみが提出することができる。

利害関係者で意見のある者は、以下により、中部森林管理局長に対して理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

(1) 意見書の提出先

〒380-8575

長野県長野市大字栗田715-5

中部森林管理局 (計画課高麗(コマ)扱い)

FAX: 026-236-2578

E-mail: c\_keikaku@rinya.maff.go.jp

(2) 意見書の提出方法

郵送、FAX、E-mailのいずれかによる。

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間が終了する平成27年8月25日(火) 17時必着

(4) 意見書の記載要領

ア 意見提出者の氏名、住所、年齢、職業、電話番号(法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、団体の目的、主たる事務所の所在地、電話番号)

イ 意見の具体的内容

なお、意見は日本語により記載する。

(5) 意見書の処理方法

提出された意見は、その内容に係る事実関係を調査の上、妥当と認められるものにあつては、協定書に反映する。また、検討した結果は、意見提出者に通知する。

# 中部森林管理局公告

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の15に規定する公益的機能維持増進協定を下記のとおり締結するに当たり、森林法第10条の16第1項の規定に基づき次のとおり公告し、協定の案を縦覧に供する。

なお、本協定の案に対し、本協定に利害関係を有する者で意見のある者は、縦覧期間満了の日までに、中部森林管理局長に理由を付した文書をもって意見を申し立てることができる。

平成27年8月11日

中部森林管理局長

- 協定の名称 信濃町野尻地域公益的機能維持増進協定
- 協定区域 長野県上水内郡信濃町大字野尻2056番地  
長野県上水内郡信濃町大字野尻 黒姫山国有林1011は林小班外3
- 協定の有効期間 自 平成27年9月16日  
至 平成32年3月31日
- 森林施業の種類 間伐及び森林作業道開設
- 縦覧場所 中部森林管理局  
北信森林管理署
- 縦覧期間 自 平成27年8月11日（火）  
至 平成27年8月25日（火）

## 7 意見書の提出について

当該協定の案に対する意見は、森林法第10条の16第2項に規定する本協定と利害関係にある者で民法上の利害を有する者、協定の内容に利害関係を有する国の行政機関の長、長野県知事、信濃町長のみが提出することができる。

利害関係者で意見のある者は、以下により、中部森林管理局長に対して理由を付した文書をもって意見を提出することができる。

(1) 意見書の提出先

〒380-8575

長野県長野市大字栗田715-5

中部森林管理局 (計画課高麗(コマ)扱い)

FAX: 026-236-2578

E-mail: c\_keikaku@rinya.maff.go.jp

(2) 意見書の提出方法

郵送、FAX、E-mailのいずれかによる。

(3) 意見書の提出期限

縦覧期間が終了する平成27年8月25日(火) 17時必着

(4) 意見書の記載要領

ア 意見提出者の氏名、住所、年齢、職業、電話番号(法人その他の団体は、その名称、代表者の氏名、団体の目的、主たる事務所の所在地、電話番号)

イ 意見の具体的内容

なお、意見は日本語により記載する。

(5) 意見書の処理方法

提出された意見は、その内容に係る事実関係を調査の上、妥当と認められるものにあつては、協定書に反映する。また、検討した結果は、意見提出者に通知する。